

白山市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

令和5年4月19日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 西 川 寿 夫

定例監査等結果報告書

1 白山市監査基準への準拠

白山市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査及び行政監査

3 監査の対象

対象部署	対象範囲
いきいき健康課(含 子育て世代包括支援センター、鶴来保健センター)、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、農業振興課、議会事務局議事調査課及び農業委員会事務局	令和4年4月1日から令和4年11月30日までに執行された所掌事務事業について
デジタル課、こども子育て課、国民文化祭推進室、観光課(含 国際交流室)、ジオパーク・エコパーク推進課及び監査委員事務局	令和4年4月1日から令和4年12月31日までに執行された所掌事務事業について
松任図書館(含 美川図書館、鶴来図書館及びかわち図書館)	令和4年4月1日から令和5年1月31日までに執行された所掌事務事業について

4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

<主な監査項目>

- (1) 財務に関する事務の執行状況
- (2) 契約に関する事務の執行状況
- (3) 財産管理及び施設維持管理状況
- (4) その他必要と認める事項

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局

(2) 実施日程 令和5年1月25日から令和5年4月19日まで

7 監査の結果

財務に関する事務等については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項及び監査に際して見受けられた事務処理上注意すべき軽微な事項については、当事者に対して改善又は検討を促したので、記述を省略した。

(1) 契約に関する事務

〔指摘〕

前回の監査において、随意契約の運用について注意を促したところであったが、今回の監査においても、改善されたとは言いがたい状況が見受けられた。

事務に当たった職員のみならず、課の体制として事務の適正性を確保しようとする意識が十分でなかったように思われることから、よりコンプライアンス意識の醸成と徹底に努め、適正な事務処理となるよう改善する必要がある。

【こども子育て課】

〔意見〕

工事施行案件において、同時期に複数の案件として発注されているが、それぞれを個別の案件とする合理性が乏しいように思われるものが見受けられた。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守することはもとより、安易に前例踏襲に陥ることなく、公平性や経済的合理性に十分に意を払い、計画的な執行に努める必要がある。

【いきいき健康課】